令和６年度　第６回江津市農業委員会総会

日時：令和６年９月20日(金)　午前９時30分～

場所：江津市総合市民センター

議事日程
第1 会議録署名委員の指名
第2 報告 第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
　　報告 第2号 農用地利用集積等促進計画（9月分）について
第3 議案 第1号 農地法第5条第１項の規定による許可申請について
第4 議案 第2号 非農地証明について
第5 その他

〇出席農業委員（11 名）

１番 佐々木英夫　２番 田代和秋　３番 二本木俊二　４番 原田和徳
５番 山本秀彦　６番 田中克行　７番 大村理之　８番 和田幸子
９番 深野政勝　10番 山田博　11番 藤井孝子

〇 出席推進委員（10 名）

壱岐和功、平野庄次、野村耕平、本多昌平、仲津和法、盆子原温、
野田英夫、湯淺憲昭、崎谷靖徳、階本誠一

〇出席した事務局職員　事務局長 大賀千晶　参事 藤田佳久　主任 津島正彦

〇　午前９時30分　農業委員会総会　開議

事務局　　皆さんおはようございます。ご案内の時間になりましたので、ただ今から令和６年度、第６回江津市農業委員会総会を開会いたします。それでは、会長のあいさつの後、議事進行をよろしくお願いします。

会　長　　おはようございます。最近は、近年になく長期間、暑い日が続いています。

皆様の作物の出来はいかがなものでしょうか。天気予報では明日から雨が降るという報道がされています。コシヒカリ等、刈り取りの早いものは既に収穫が終わったのではないかと思いますが、キヌムスメ等、これから刈り取りという時期に悪天候になれば収穫が大変だと心配しています。また、暑い中、皆様に実施していただいております農地利用状況調査等もあり、お忙しいこととは思いますが、委員会活動にご協力願いします。そうした中、先日、17 日には、お忙しい中、松江での研修大会に農業委員・推進委員の 10 名と事務局の 3 名、合計 13 名でご出席をいただきました。ありがとうございました。おかげさまで、当市の農林水産課の山本課長補佐と農業委員会の私による、地域計画策定の取組みについての事例発表が無事に終わり、ほっと胸を撫で下ろしているところでございます。特に山本課長補佐が発表された、地域計画の公表までのプロセスについては、報告内でもあったとおり、県内の先進事例ということで発表されています。とりわけ 7 月 1 日に公告を行ったということは、県内では 1 番最初ということであり、昨年から、策定過程段階から県内外において注目を集めているところです。もちろん、この地域計画につきましては皆さんの協力もあって、策定されているところです。また、11 月には岡山県の吉備中央町から、視察研修に農業委員会が来られると伺っているところです。視察研修も県内外からおいでになることも数多く、農林水産課の地域計画担当者は、依頼を受けて、県内外での事例発表や講演を行っていると聞いています。私たち農業委員としても、地域計画の実質化に向けて、しっかり活動していかなければいけないと思っているところです。今後の取り組みですが、エリア別会議として、担い手と地域計画の関係者及び各委員で、地域ごとの会議を進めていく中で、さまざまな課題、事業優先度の共有、計画実現に向けての進捗状況報告などを行っていくこととしています。今後、私たち農業委員会では、中間管理機構への貸し付けを積極的に推進していくことなります。また、策定した目標地図は、点検や見直しを行っていく必要があり、実施していただいている農地パトロールや農業者との日々の対話が重要と考えていますので、今後とも農業委員会としてしっかり活動していきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

会　長　　それでは、ただいまより、令和 6 年度、第 6 回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は、井上推進委員から欠席の連絡がありました。和田委員

は遅れてこられると報告を受けています。出席委員は、過半数以上でありますので、本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。なお、発言の際には挙手の上、指名を受けてからお願いをいたします。

会　長　　日程第１、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名しますがご異議ございませんか。

〔　「異議なし」と呼ぶ者あり　〕

会　長　　ご了解をいただきましたので、10 番 山田委員、11 番 藤井委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしくお願いいたします。

農地法　第 18 条第 6 項

≪　松川町上河戸、桜江町谷住郷、桜江町川越≫

会　長　　日程第２、報告第１号「農地法第 18 条第６項の規定による届出」の１から３についてを一括議題といたします。事務局から報告をお願いいたします。

事務局　　報告第１号、農地法第 18 条第６項の規定による届出についてです。１番です。農地の所在、松川町上河戸●●番●、地目は田、面積は●●●㎡です。賃貸人は●●●さん、●●市●●●●●丁目●●番地●です。賃借人は●●●●●●●●●、住所は●●県●●市●●町●●●番地●です。解約日は令和６年９月２日、解約成立日も令和６年９月２日、土地の引渡時期は令和６年９月６日です。解約理由としましては、耕作者から作付けが困難と申し出があったということです。記載してはないのですが、賃貸人が●●●●、賃借人が担い手である●●●●●●●●●、住所は●●町●●●番地の解約届も同日に提出されております。２番です。桜江町谷住郷●●●番●、地目は田、面積は●●●㎡、桜江町谷住郷●●●番●、地目は田、●●●㎡、桜江町谷住郷●●●番●、地目は田、面積は●●●㎡、桜江町谷住郷●●●番●、地目は田、面積は●●●㎡、賃貸人は●●●●●さん、住所は●●市●●町●●●番地●、賃借人は●●●●●●●●●です。概要は先ほどと同じです。理由も耕作者の作付け困難ということでございます。同様に、賃貸人●●●●、賃借人が●●●●●●●●●で、解約届も同日に提出されております。３番です。桜江町川越●●●番●、地目は畑、面積は●●●㎡、賃貸人は●●●●さん、住所は●●市●●町●●●番地、賃借人は●●●●●●●●●です。概要は先ほどと同

じです。理由も耕作者の作付け困難ということでございます。同様に、賃貸人が●●●●、賃借人が●●●●●●、住所は●●町●●●番●の　解約届も同日に提出されております。

会　長　　ただ今、事務局より報告がありましたが、この件についてご質問はございませんか。

〔　「なし」と呼ぶ者あり　〕

会　長　　質問等が無いようであります。報告のとおり、農地法第 18 条第６項の規定の届け出の１から３についてはご了承願います。

農用地利用集積等促進計画（９月分）

≪　桜江町小田・都治町・桜江町谷住郷　≫

会　長　　日程第２、報告第２号「農用地利用集積等促進計画（９月分）」についてを議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

事務局　　報告第２号「農用地利用集積等促進計画（９月分）」についてです。

湯淺推進委員　会長、５条は審議しないのですか。

大賀事務局長　先に報告事項を確認させていただきますので、お願いします。

事務局　案内には記載されていないのですが、今回、農林水産課から報告が提出されたので、皆さんに報告するよう別冊で配布しておりますので、ご覧ください。

事務局　よろしいですか。以前は集積計画の承認であった事項が、制度が変わり、農用地利用集積等促進計画の報告ということになり、報告第２号での提案になっています。

事務局　１枚捲っていただくと集計表がついています。次頁をご覧ください。それでは１番から３番です。１番、桜江町小田●●●番●、地目は田、面積は●●●㎡、桜江町小田●●●番●、地目は田、面積は●●●●㎡、利用権を設定する者は●●●●さん、住所は●●市●●区●丁目●●●番地●-●●号です。２番、桜江町小田●●●番●、地目は田、面積は●●●㎡、利用権を設定する者は●●●●さん、住所は●●県●●●市●●●●●●番地●●です。３番、桜江町小田●●●番●、地目は田、面積は●●●●㎡、利用権を設定する者は●●●●●さん、住所は●●町●●●番地●です。利用権設定を受ける者は３件とも、●●●●●●●●●、住所は●●市●●町●●●番地●です。中間管理事業で貸借期間は、令和６年９月 13 日から令和 15 年 12 月 31 日の９年４ケ月、

賃借料は 10a あたり●●●●円です。４番から７番です。４番、都治町●●●番●、地目は田、面積●●●㎡、利用権を設定する者は、●●●さん、●●市●●町●●●番地です。５番、都治町●●●番●、地目は田、面積は●●●㎡、利用権設定を行う者は、●●●●さん、●●県●●●市●●●●番地●●●です。６番、都治町●●●番●、地目は田、面積は●●●●㎡、利用権設定をする者は●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。７番、都治町●●●番●、地目田、面積●●●㎡、都治町●●●番●、地目は田、面積は●●㎡、都治町●●●番●、地目は田、面積は●●●㎡、都治町●●●番●, 地目は田、面積は●●●●㎡、利用権設定を行う者は、●●●●さん、●●県●●郡●●町●●●●丁目●番●●－●●●号、利用権設定を受ける者は、●●●●●●●●●●●●、●●市●●町●●●番地です。中間管理事業で貸借期間は令和６年９月 13 日から令和 16 年 12 月 31 日で、使用貸借です。次に８番から 10 番です。８番、桜江町谷住郷●●●●番●、地目は田、面積は●●●㎡、利用権設定をする者は、●●●●さん、●●市●●町●●●●番地です。９番、桜江町谷住郷●●●●番●、地目は田、面積は●●●㎡、利用権設定をする者は●●●●さん、●●市●●町●●●●番地です。10 番、桜江町谷住郷●●●●番●、地目は田、面積は●●●●㎡、利用権を設定する者は●●●●さん、●●市●●町●●●●番地です。利用権設定を受ける者は、●●●●●さん、●●市●●町●●●●番地です。中間管理事業で使用貸借、貸借期間は令和６年９月 13 日から令和 16 年 12 月 31 日の 10 年４ケ月です。以上です。次ページから図面が添付してありますので、ご覧ください。

会　長　　ただ今、事務局から報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

〔　「なし」と呼ぶ者あり　〕

会　長　　質問等が無いようであります。報告のとおり、「農用地利用集積等促進計画（９月分）」についてはご了承願います。

農地法　第５条

≪　桜江町今田　≫

会　長　　次に日程第３、議案第１号、「農地法第５条第１項の規定による許可申請の１について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の田代委員

から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局　　議案第１号、農地法第５条第１項の規定による許可申請です。

番号は１番。農地の所在は桜江町今田●●●番●、登記は田、現況は宅地、面積は●●●㎡です。貸付人は●●●●さん、●●市●●町●●●●番地、借受人は●●●●●●●、●●●●●●●●さん、●●市●●町●●●●番地●●です。転用目的は、仮設現場事務所設置です。期間は平成 19 年月日不詳から令和 19 年３月 31 日までの 30 年間。対価は年間●●●●円となっております。使用開始が平成 19 年で、過年度に遡っておりますので、状況等、謝罪を含めた顛末書が添付されております。内容としましては、平成 19 年から公共工事のため、現場事務所が必要となったため設置したとのことでしたが、その際には、転用の届出を行うという認識がなかったということで、現在に至っているようです。登記を行うため調べたところ、農地転用が必要だったために、今回、改めて、申請を行うとのことです。以上です。

会　長　　それでは、田代委員から調査結果の報告をお願いいたします。

２番委員　それでは報告します。昨日現場確認をしました。実はこの地域については今回で３回目の調査の場所になります。場所ですが、県道桜江金城線を●●方面に走行し、川戸から●●●●、●●●●、●●●●の横を通って、●●●●●●●●の事務所の交差点を左折し、●●●を渡って●●●●●の入り口の右側に今回の現場があります。ここの地域は７月 22 日の総会議題に５条１項６号で取り上げられ、承認された土地の付近です。この現場事務所ですが、平成 19 年に、桜江町から日和に向けての●●●●を建設の際に設置して今日に至っているとのことです。今回は治水事業、道路河川災害関連事業第６期工事の関係で事務所を使用していますが、他にも林地崩壊防止事業など、いろんな工事があるため、このまま現場事務所を継続して使用するということでした。また、当事者に確認したところ、該当の土地が農地であることを知らなかったということでした。加えて、所有者の●●●●さんは、●●●●という土建業をされておりまして、以前から、自己所有地を埋め立てて資材置場等に使っておられたようです。その後、●●●が土地を借りて、現場事務所を設置したというような状態です。ご審議よろしくお願いします。

会　長　　ただ今、説明と調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

９番委員　はい。これは期間を設けられずに５条で完全に宅地にされた方がいいような気がしますが、その辺りはどうですか。

会　長　聞き取れなかったので、もう一度お願いいたします。

９番委員　今回は一時転用でなく、完全に宅地にされるのでしょうか。

事務局　状況的には以前から現況の通り、宅地のような使用を継続するということなのですが、管理者が借受人である●●●●●●●さんの名義にしているということで期限を設けています。現実的には、地権者本人さんが宅地に転用という申請が、あって然るべきだと思いますが、とはいえ、本件は地権者さんと借受人さんの間で期限を設定しての貸し借りの申請であることをご理解いただきたいと思います。

９番委員　私としては、あっさりと宅地に転用した方がいいような気がしますが、そういう話し合いでされているのであれば、了承します。

会　長　他にございませんか。

〔　「なし」と呼ぶ者あり　〕

会　長　質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔　挙手全員　〕

会　長　挙手全員と認めます。よって、農地法第５条第１項の規定による許可申請の１については、可決されました。

非農地証明

≪　和木町　≫

会　長　日程第４、議案第２号、「非農地証明の１について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の原田委員、並びに野村推進委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局説明をお願いいたします。

事務局　議案第２号、非農地証明の交付申請です。１番です。所在地は、和木町●●●●番●●、登記は畑、現況は雑種地、面積は●●●㎡、所有者は●●●●さん、住所は●●市●●町●●●番地です。理由としましては、申請地は平成20年８月23日から耕作していないため、遊休地となっている。また、周辺の土地は区画整理事業により造成された宅地であることに加えて、所有者は高齢で、

今後も耕作することはできないということでの非農地証明の申請です。なお、先月５条許可申請があったものの取り下げがあった土地で、改めて、非農地証明の申請となっております。以上です。

会　長　　それでは原田委員から調査結果の報告をお願いします。

４番委員　位置図の２ページ、３ページをご確認ください。今月の 15 日の日曜日、午後１時頃に野村推進委員と現地で待ち合わせをして確認いたしました。場所は、図面上の中央部から左下にかけて産業道路とありますが、この右横のほうに●●●●があって、ここから●●●mくらい右側に●●があります。●●から、産業道路を●●●方面に約●●●m進み、三叉路を左折して住宅街に入ると●●●●●●●●さんや●●●●●●●があります。その●●●●の角を左に曲がって約●●m進んだところが申請地です。先ほど事務局から説明がありましたが、先月の８月に５条許可申請が提出されたのですが、総会にかかる前に、申請人から取り下げるという連絡があった案件と同じものです。今回は、非農地証明の申請として提出されました。ここに書かれている非農地証明の申請の事由ですが、本人さんとその娘さんがおられたので、９月 15 日の１時くらいに自宅に行ってお話を聞きました。お話を聞いた時点で、申請書には、平成 20 年８月 23 日より耕作しておらず、とあるのですが、これに関して、全くそういうことは言っていない、と本人さんが言っておられました。年数ははっきり覚えていないが、●●●●●●●●を作った平成 10 年前後から一切耕作はしていないと言っておられました。実際は、すでに 20 年以上耕作していないことになります。また、周りに迷惑がかかるので、年に数回、草刈りは行っているということでした。現地は、土を持ってきて埋め立てたような感じの土地で、これを今すぐ畑で耕作をするようなことは難しいと思われます。加えて、本人さんや娘さんも、今後、耕作をする意思はないということでした。そのため非農地証明で農地でないという証明してもらいたいというのが本人さんの意向でした。通常の添付写真では、山林化した写真がよくあるのですが、現地を見る限り、草も生えていないし、農地として使える感じではあるのですが、本人の意向は、先ほどお話したとおりでした。また、７月の総会に同じ和木町において区画整備をされた土地で、長年耕作をされていなくて、駐車場に使用している土地の非農地証明を交付していることもあり、同様の案件なので、非農地として承認してもいいと思われます。以上です。

事務局　　補足いたしますが、申請書にあった、平成20年８月23日から耕作していないという記述ですが、書士に確認したところ、以前から長期間耕作していない状況の確認を行った後に、●●●●●●●●の造成後の登記日に合わせて期日を記載したとのことでした。

会　長　　続いて野村推進委員から調査結果の報告をお願いします。

野村推進委員　今、原田委員から詳しく報告されたとおりでございます。私からは特に付け加えることはございません。以上です。

会　長　　ただ今、説明と調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

〔　「なし」と呼ぶ者あり　〕

会　長　　質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔　挙手全員　〕

会　長　　挙手全員と認めます。よって、議案第２号、「非農地証明の１について」は、可決されました。

≪　波積町北　≫

会　長　　次に、議案第２号、「非農地証明の２について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の田中委員、並びに壱岐推進委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局　　２番です。波積町北●●●番、地目は田、面積は●●●㎡、所有者は●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。申請事由は、申請地全体は、昭和年月日不詳から荒廃し、原野化して現在に至りましたということでした。以上です。

会　長　　はい、それでは、田中委員から調査結果の報告をお願いいたします。

６番委員　壱岐さんと昨日午前中、現地確認を致しました。４ページの航空写真をご覧ください。上側が黒松方面でございます。航空写真の中央付近に●●●●●●●や●●●●さんという記述がある付近までは車で行けますが、その先は山道で狭いため、現地まで歩きました。熊出没の危険があったため、鈴をつけて行動しました。道なりに山道を歩き、突き当り付近に、昔は田だったと思われる場所がありまして、付近は、竹や木が生えて、とても耕作できるような農地

ではないと思われました。地図ですと、●●●番と記載されている右側に申請人の●●さんの元々の家があって、山の上側から下側へ向けて、２～３枚の田があったようです。私からは以上でございます。

会　長　　続いて、壱岐推進委員から調査結果の報告をお願いします。

壱岐推進委員　報告します。所有者にお聞きして、場所が分かれば連れて行ってもらおうと思ったのですが、●●●さんは一度も現地に行ったことがないため、案内することはできないと言われたので、田中委員さんと一緒にその周辺に行ってみようということで捜索しました。この地図で、●●●番地を探すのは無理です。概ねこの辺りではないかというところまで行きましたが、添付写真にあるような場所は見当たりませんでした。申請地が田ですので、川沿いに必ず農地があるはずだと探して、おそらく、この辺りだろうと確認して帰りました。この辺は竹林、雑木が生えておりました。以上です。

会　長　　ただ今、説明と調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

４番委員　今、壱岐推進委員がこの土地の所有者は場所がわからないから行けないと言っていましたが、申請人の●●書士さんが写真を撮って添付されたという感じなんですか。場所がわからなくて写真が撮れるのかなと思いまして・・・。

会　長　　事務局、どうですか。

事務局　　この写真は、●●書士さんにお聞きしたところ、土地家屋調査士と現地に詳しい●●●●さんの職員が一緒に行って撮った写真だそうです。

会　長　　現地に入られたのでしょうか。

６番委員　発言もれがありました。５ページの写真を忘れておりましたが、壱岐さんと確認して、添付写真は現場が違うじゃないかというようなイメージを持ちました。別で写真を撮っているのですが、私は事務局へ提出していません。添付写真のすぐ隣のほうで、竹や木が生えているとイメージしていただいて、場所は４ページの航空写真では、平らに見えますけど、実際は右から左に向いて急な谷があって、谷底まで私と壱岐さんが行って、そこから少し見上げた感じのところに、２枚か３枚田があって、それが●●●さんの家のほうから谷筋へ続いているようです。添付写真の箇所に多少の相違があるにしても付近全体が耕作可能の農地ではないという事は確認ができています。

壱岐推進委員　余談ですが、調査が終わって山から下りたら、偶然、●●●●●●●の

代表者さんに出会い、農地確認の状況を説明したら、「その近辺は、クマンバチが出たという情報があったので危険です」と言われてルートの確認を行ったところ山道の分岐で、左右の違いあったため大事に至らなかったことがわかりました。今の時期に確認業務のためとはいえ、山中に立入る場合は、このような危険があると改めて認識しました。以上です。

会　長　　すみません、命がけで行っていただいて申し訳ありません。ここまで難しい場所でも、現地確認に行かないといけないのかと、少し問題を感じますね。今後、このような案件は、事務局と相談しながら実施していけるよう協議を行いたいと思います。ほかにご質問ございませんか。

会　長　　質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔　挙手全員　〕

会　長　　挙手全員と認めます。よって、議案第２号、「非農地証明の２について」は、証明することに決しました。

その他

会　長　　次に、日程第５、その他について、総会に諮るべき案件はございますか。

事務局　　２点ございます。１点目は、先日、地権者から連絡がありまして、後地町地内でバイパスの橋梁を建設するにあたって、土台を造る現場付近で、現在耕作していない農地に現場事務所を設置したい、ということでの相談があったのですが、来月の 15 日くらいの設置で、申請をどうすればいいかという案件でした。実際には来月 15 日設置のためには、今月の７日までに資料を整えて提出し、今回の農業委員会で承認を受けなければならないのですが、期日が過ぎており不可能となっています。しかしながら、工事の進捗状況から、現場の事務所を来月の中頃にどうしてもつくらなければならないという事情をお聞きしたので、許可申請に関しては、来月の７日までに資料を整えて提出し、来月の農業委員会で承認を受けるということで、ご理解いただきたいと思います。審議の際には、許可前に建物が建っていることを了承いただきたいと思い、状況報告をさせていただきました。

会　長　　場所はどこですか。

事務局　　後地町、●●●●の東側です。バイパスの橋梁工事を行う場所の付近に現場

事務所をつくるということです。

会　長　　はい、わかりました。

大賀事務局長　　２ 点目です。議案の送付に併せて、別紙を送付しています、「江津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の施行に関する江津市農業委員会規程の制定について」の採決をお願いしたいと思います。

会　長　　それでは、「江津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の施行に関する江津市農業委員会規程の制定について」を議題といたします。事務局説明をお願いいたします。

大賀事務局長　それでは、資料を３種類用意しております。クリップ留めした書類を送付させていただいてますが、左上に「その他 規定の制定」とある資料をご覧ください。１枚紙のものです。この度、９月議会におきまして、行政手続きのオンライン化を推進するために江津市情報通信技術活用した行政の推進に関する条例が議決される予定になっています。それに伴い、農業委員会におきましても、オンライン申請等の行政手続きを市に準じて取り扱いが出来るように規程を制定する見込みです。項目１で、条例改正の理由とありますが、市の条例はこの度、制定ではなくて改正です。オンライン申請をすすめるために、国の法律の改正に伴う４つの条例改正です。現行の条例では、農業委員会等の機関等に準じる扱いと読み取ることができていたのですが、この度の改正で、機関の定める規定という文言がありますので、農業委員会での規定の制定が必要になったということです。次に２の改正点です。現行条例は書面で行うこととされている行政手続きについて、オンラインで手続きをした場合でも書面で行われたことと同じようにみなすことで、書面に加えて、オンラインの手続きを加えることになります。そのため、今回の主な改正点が、国の改正に合わせた条例、名称の変更、それから、２つめが、オンラインでの本人確認を可能とする条項の追加、３つめが、手数料納付について電子納付を可能とする条項の追加、４つめに、情報連携による添付書類の省略を可能とする条項の追加というものが主な内容です。関連して、２つ資料を付けておりますが、改正後の市の条例及び新たに制定する委員会の規定をつけております。

会　長　　ただいま事務局の説明がありました。このことについてご質問ございませんか。

会　長　　判断が難しいとおもいますが・・・。

６番委員　本人からの申請の受付をしてから委員さんに諮るのは関係なしですか。

大賀事務局長　現在、農業委員会事務局へのオンライン申請ですが、国ではオンライン申請手続きということが既にできています。申請実績は、全国でまだ一件も該当がなく、まだ実質化されていない状況です。今回の案件については、市の全般のオンライン手続きについての取扱いにともなって農業委員会の規定制定という事です。

６番委員　わかりました。

会　長　　よろしいですか。ほかにございませんか。

９番委員　転用等の申請手続きを農業委員会に行う場合は、通常は行政書士が手続きを行うことが多いですが、その場合の手続きが変わるわけですか。

会　長　　事務局どうですか

事務局　　現実には、先ほど事務局長が話をされましたとおり、３条、４条、５条、非農地のオンライン申請に関しては、窓口が国になっています。なので、現状では直接農業委員会に各種手続きが電子データで申請されることはございません。したがって、電子申請によって、皆さんの確認作業が増加するということはないですが、とはいえ、国で制度ができていますから、国に３条、４条、５条、等各種の電子データ、オンラインでの申請があれば、皆様にお諮りすることになってきます。

６番委員　例えば、太陽光発電等で都市部の会社が後地の方の土地を借りたいとの申請はオンラインで処理されて、委員会で審議する資料等は事務局で関係書類を印刷して審議となるのですか。

事務局　　いずれはそうなると思われます。

６ 番委員　オンライン申請されたものを審議して許可をオンラインで交付することになるのですか。

事務局　　現状では、オンラインでの審議はないです。

会　長　　今すぐオンライン申請によって処理が変わることはない、現行どおりという考え方でいいですね。

事務局　　はい

会　長　　よろしいでしょうか。

会　長　　質問等が無いようであります。採決をいたします。「江津市情報通信技術を

活用した行政の推進に関する条例の施行に関する江津市農業委員会規程の制定について」を原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔　挙手全員　〕

会　長　　挙手全員と認めます。よって、「江津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の施行に関する江津市農業委員会規程の制定について」は、原案のとおり、改正することに決しました。

会　長　　その他について、皆さんのほうからなにかございますか。よろしいでしょうか。

会　長　　以上で日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、令和６年度、第６回江津市農業委員会総会を閉会といたします。なお、次回の開催は、10月21日月曜日、江津市総合市民センターで開催いたします。お間違いのないように、よろしくお願いいたします。

〔　閉会　午前10時30分　〕

以上議事の顛末を記載し、これに間違いないことを認証するために署名する。

会　長

署名委員

署名委員